

もやすごみ
P.3~4

紙類
P.5~6

プラスチック製容器包装
P.7~8

その他プラスチック類
P.9

金属類
P.10

びん類
P.11

かん類
P.12

ペットボトル
P.13

廃食用油
P.14

小型家電類
P.15~16

古着・古布類
P.17

有害ごみ
P.18

粗大ごみ
P.19

埋立ごみ
P.20

災害時のごみ出し
P.21~22

ごみの 分け方・ 出し方

家庭ごみの出し方が50音順に掲載!
迷ったときにはこれを読んでね!!



保存版
ごみ分類表

西予市

3R循環型社会について

ごみを減らして有効に活かす。
小さなことでもまずはやってみましょう。

天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が軽減される社会を「循環型社会」といいます。この循環型社会を構築していくためのキーワードが「3R」です。資源の消費を減らし (Reduce)、使えるものは何回も繰り返し使い (Reuse)、使えなくなったものは原材料として再利用する (Recycle)。必要以上の包装、食べ放題などでとり過ぎて余らせてしまう…など、日常の何気ないことでも意識を変えるだけで環境に配慮した結果に結びつきます。

まずは身近なことからはじめてみましょう。



3R

Reduce

リデュース
発生抑制

Reuse

リユース
再 使用

Recycle

リサイクル
再生利用

できるだけごみを減らしましょう。過剰包装を断つたり、マイバッグの持参も効果的です。小さなことでもまずはやってみましょう！

できるだけ繰り返し使いましょう。使い捨てのものより、繰り返し使えるものを買うよう意識してみましょう。

繰り返し使えないものは資源としてリサイクルしましょう。そのためにはきちんととした分別が大切になります。

ごみの分け方・出し方 目次

「せいよ暮らしのアプリ」
ダウンロード用 QR コード



iPhone 用の
QR コード



Android 用の
QR コード

Reduce



スーパーなどでもらえるレジ袋を使わずに、袋やバッグを持参することで資源の有効利用、ごみの削減につなげましょう。マイバッグの持参は、もっとも身近な環境保護運動の一つといえます。

もや
すご
み

資源
ごみ

埋立
ごみ

ごみの分別

- もやすごみの出し方 P.3~4
- 紙類の出し方 P.5~6
- プラスチック製容器包装の出し方 P.7~8
- その他プラスチック類の出し方 P.9
- 金属類の出し方 P.10
- びん類の出し方 P.11
- かん類の出し方 P.12
- ペットボトルの出し方 P.13
- 廃食用油の出し方 P.14
- 小型家電類の出し方 P.15~16
- 古着・古布類の出し方 P.17
- 有害ごみの出し方 P.18
- 粗大ごみの出し方 P.19
- 埋立ごみの出し方 P.20
- 災害時のごみ出しについて P.21~22

お知らせ

- 生ごみ処理機（容器）設置補助事業について P.23
- 家電リサイクル法について P.24

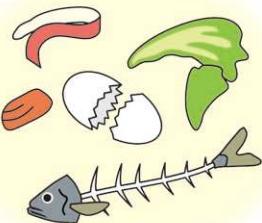
ごみ分類

- ごみ分類辞典 P.25~48

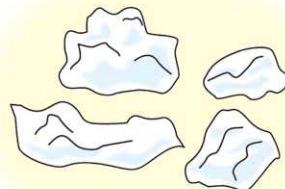
もやさごみ

※西予市指定もやさごみ収集袋で出してください。

生ごみ



ティッシュ

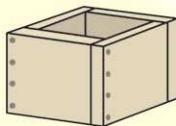
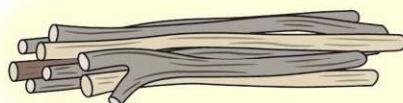


ぬいぐるみ



木・木製品(小型なもの)

剪定木

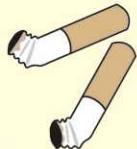


革製品



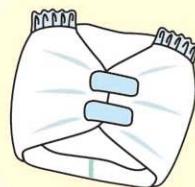
タバコの吸殻

貝殻



紙おむつ

使い捨てカイロ



雑誌(小さい包み紙等)も分別すれば紙類で資源化できます。

もやさごみで考える

3Rの取り組み

Reduce

ごみを出さないために

紙コップや割り箸など、使い捨て商品は選ばないようにしましょう。
まずは、ごみを出さないことからはじめましょう！

Reuse

繰り返し使おう！

革製品やぬいぐるみなど、まだ使えるものはないですか？まだ使えそうなものを手放すときは、リユースショップを利用しましょう。新たに必要な人のために役立てることができます。

Recycle

再生利用しよう！

生ごみは、生ごみ処理容器などで「堆肥」にして利用することができます。ごみとして終わらせてしまうのではなく、無駄にならない利用の仕方を考えましょう。

ワンポイント
メモ

生ごみの水切りはしっかりしましょう！

排出された生ごみは多くの水分を含んでいます。十分に水気を切ることで悪臭や腐敗の防止につながり、ごみの減量にもつながります。

注意点1

生ごみを出すときは

生ごみは十分に水気を切ってください。



■生ごみ処理機（容器）設置補助事業について

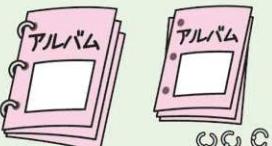
各世帯から排出される生ごみを減量化・堆肥として資源化するために、生ごみ処理に必要な生ごみ処理機及び容器の設置者に対して補助金の交付を実施しています。

※詳しくは、「生ごみ処理機（容器）設置補助事業について」 P.23 をご覧ください。

注意点2

金具は外す

金具のあるものは
取り除いてください。



注意点3

紙類の回収日に

新聞、段ボール、紙パック、
雑誌・紙製容器包装類は **紙類**
の回収日に出してください。

→ **紙類**(P.5-6)



注意点4

市指定ごみ袋を

市指定もやすごみ袋に
入れてください。



食品ロスの削減が生ごみ削減につながります。

「食品ロスとは、まだ食べられるのに捨てられている食べ物のこと」で、日本全国では年間 643 万トン（平成 28 年環境省統計調査時）にも上ります。これを日本人 1 人当たりに換算すると、毎日お茶碗 1 杯分（136g）のごはん量です！

家庭で、食べ物を「買いすぎない」

「作りすぎない」工夫や料理を

「食べきる」ことを心がけることで、

食品ロスと生ごみの削減が可能となります。



紙類



このマークが
ついたものが
紙製容器包装です

- ①新聞・チラシ
- ②段ボール
- ③紙パック
- ④雑誌・紙製容器包装類

上記4種類を別々にしばって
出してください。

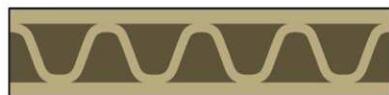
① 新聞・チラシ

- 新聞紙 ■広告チラシ

新聞紙と広告チラシは一緒にしばってください。

② 段ボール

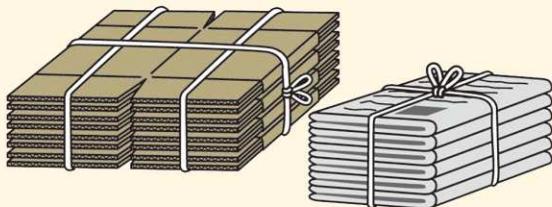
- 断面が波状のもの



注意点1

新聞・段ボールを出すときは

ひもで十字にしばって
出してください。
※ガムテープなどでまとめたり、
紙袋では出さないでください。



③ 紙パック

- 牛乳やジュースなどの紙パックで内側が白いもの(500ml以上ものの)

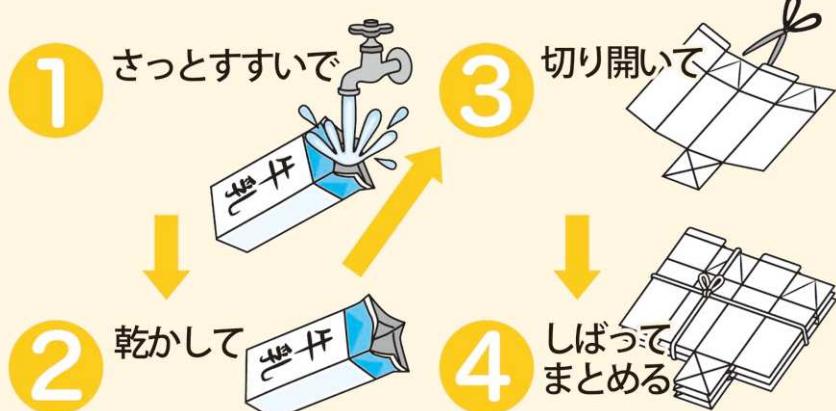
スーパーなどの店頭でも
回収しています。

※500ml未満のものや内側にアルミ箔が貼られてあるものは対象外です。

もやすごみ(P.3-4)

注意点2

紙パックを出すときは

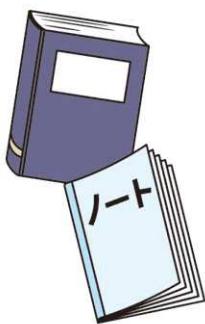




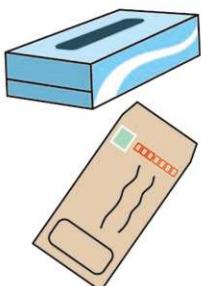
商品を入れたもの（容器）、商品を包んだもの（包装）が対象です。このマークがあるものは紙製容器包装に出してください。

④ 雑誌・紙製容器包装類

雑誌類



- 週刊誌
- 漫画本
- 単行本
- カタログ
- 書籍
- ノート
- パンフレット
- 広報誌など

紙製容器
包装類

包装紙類

- ・商品の包装紙など
(菓子の個包装紙)

紙袋類

- ・デパートの紙袋など

台紙類

- ・ブリストーパックの台紙など
(歯ブラシなどの包装台紙)

紙箱類

- ・菓子の空き箱
- ・ティッシュの空き箱
- ・靴の空き箱
- ・石鹼の空き箱など

封筒類

注意点3 小さい雑がみ類 を出すときは



まとめにくい
小さな雑がみ
がある場合。



雑誌にはさむ。



紙袋にまとめる。



他の雑誌類とまとめる。

注意点4 雑誌・紙製容器 包装類を出すときは

ひもで十字にしばって出してください。

※ガムテープなどで

まとめたりしないでください。



注意点5 雨の日はご遠慮ください

回収日が雨の日は
なるべく排出をご
遠慮ください。



紙類として出せないもの

- ビニールや、金色・銀色の加工した紙、油紙、
その他紙くず、汚れたものなど → もやすごみ(P.3-4)

古い電話帳は新しいものが届いたときに渡すか、タウンページセンター(0120-506-309)へ回収を依頼してください。(無料)

プラスチック製容器包装

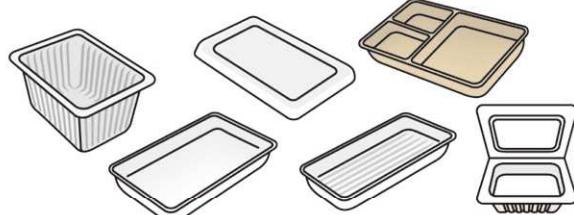


このマークが
ついたものが
対象です。

商品を入れていたもの（容器）や包んでいたもの（包装）で、その商品を使ったり食べたりしていらなくなったプラスチック製のものです。
リサイクルマークのないもので、商品を包装していたプラスチック製品（軟質：やわらかいもの）も対象です。

トレイ・パック類

- 惣菜などのトレイ
- 卵・豆腐などのパック
- コンビニ弁当などの容器



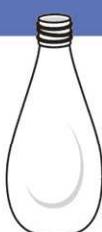
カップ類

- カップめんの容器
- プリン・ゼリーなどの容器
- アイスクリームなどの容器



チューブ類

- マヨネーズ・
ケチャップの容器・
歯磨き粉などのチューブ



ラップ類

- 菓子類などの包装フィルム
- プリンなどのパックフィルム



ボトル類

- 食用油・調味料などの容器
- シャンプー・洗剤などの容器



ポリ袋類

- 菓子・パン・冷凍食品などの袋
- スーパーなどのレジ袋



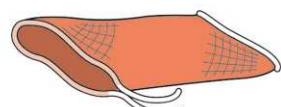
キャップ類

- びんやペットボトルなどの
プラスチック製のふた



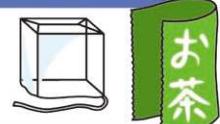
網・ネット類

- みかんや
玉ねぎのネット



ラベル・フィルム類

- ジュースなどのラベル、
商品を包んだフィルム



ワンポイント
メモ

プラスチック製容器包装マーク
プラスチックごみのうち、リサイクルが可能な「容器包装類」
だけをあらかじめ分別したもの。

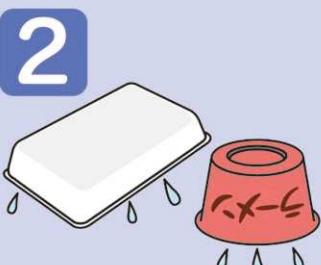
注意点

プラスチック製容器包装を出すときは

プラスチック製容器包装
P.7-8



さっとすすぐでください。



十分に水切りしてください。



市販の無色透明袋
(45ℓ サイズ以下) に
入れて出してください。

- 汚れたままや濡れたままでは、カビや悪臭が発生するためリサイクルできません。
- スーパー・小売店等のレジ袋や半透明の袋は使用できません。
- 中が確認できませんので、レジ袋などでごみ袋を二重にして出さないでください。
- マヨネーズ・わさび・歯磨き粉チューブなどの容器で、中身が洗えなかった場合は、**もやすごみ**として出してください。



プラスチック製容器包装 として出せないもの



のない、または商品の容器や包装以外のプラスチック製品

→ その他プラスチック類 (P.9)

例) プランター、ハンガー、バケツ、タッパー、
歯ブラシ、プラスチック製おもちゃ、ボールペンなど

※詳しくは P.25 からの「ごみ分類辞典」を参照ください。



洗えないもの・汚れの落ちないもの



もやすごみ (P.3-4)

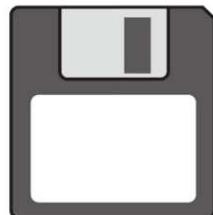
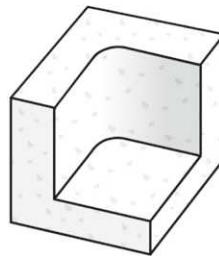
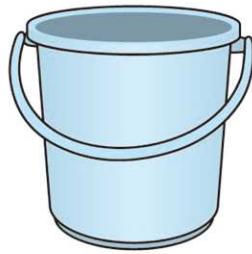
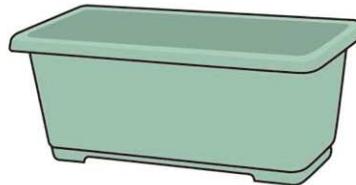
その他プラスチック類

プラスチック製容器包装以外のプラスチック製のものです。

※市販の無色透明袋(45ℓサイズ以下)で出してください。

- おもちゃ
- CD(コンパクトディスク)
- DVD
- バケツ
- ビニールホース
- フロッピーディスク
- プランター
- ボールペン
- 衣装ケース など

※45ℓ袋(指定大袋)に入らないものは
「粗大」として出してください。



発泡スチロールは別の袋で出してください。

●発泡スチロール

注意点

金属とプラスチックの複合素材の ものを出すときは

金属とプラスチックの複合素材のものは、取り外せる場合はそれぞれの分類で、取り外せない場合は **埋立ごみ** として排出してください。(金属部分が取り外せる場合は、取り外して **金属類** として出してください。)

※詳しくは P.25 からの「ごみ分類辞典」を参照ください。

金属類

※市販の無色透明袋(45ℓサイズ以下)で出してください。

- 金づち
- 水筒
- スpoon
- フォーク
- 鍋
- フライパン
- スプレー缶
- 一斗缶
- 刃物 など



その他
プラス
チック類
P.9

金属類
P.10

注意点1 スプレー缶を出すときは

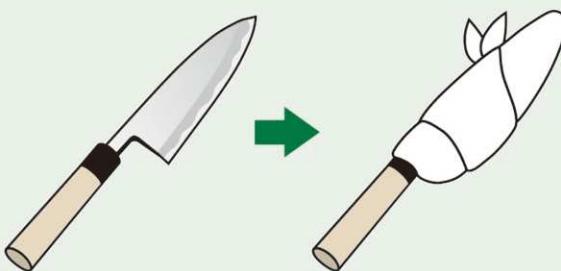
スプレー缶は中身のガスを最後まで使い切って出してください。なお、ガス抜きの際は火気等十分注意してください。



キャップやノズルは
「プラスチック製容器包装」です

注意点2 刃物などを出すときは

刃物などは危なくないように布などで包んでください。



注意点3 一斗缶を出すときは

一斗缶などは中身を使い切ってから出してください。

汚れているものは、**埋立ごみ** に出してください。

注意点4 魔法瓶などを出すときは

魔法瓶などの内側がガラス加工されたものなどは、**埋立ごみ** に出してください。

びん類

※回収場所のコンテナに色分けして出してください。(無色・茶色・その他)

- コーヒーのびん
- ドリンク剤のびん
- ジャムのびん
- ポン酢のびん など

一升びん、ビールびんはできるだけ販売店
に引き取ってもらってください。

- 一升びん
- ビールびん



注意点1 びん類を出すときは

ふたを外して出してください。
キャップが外せないものはそのまま可。



中をさっとす
すいで出して
ください。



注意点2 空きびんは

一升びんやビールびんなどは、
再利用が可能ですので、
なるべく販売店に引き
取ってもらって
ください。



びん類として出せないもの

回収不能 農薬のびん

埋立ごみへ 化粧品のびん・ガラスのコップ

※詳しくは P.25 からの「ごみ分類辞典」を参照ください。

かん類

※回収場所のコンテナに種類ごとに出してください。



このマークが
ついたものが
対象です。



※三瓶・明浜地区についてはネット回収です。

- ジュースの缶 ■ ミルク缶
- ビールの缶 ■ 食用油の缶
- お菓子缶 ■ 缶詰の缶 など



びん類
P.11

かん類
P.12

注意点1 かん類を出すときは

中をさっとすすいで
出してください。



注意点2 スプレー缶を 出すときは

スプレー缶は
金属類 として
出してください。



かん類として出せないもの

異物や中身が入っている缶

金属類へ ペンキ缶、一斗缶、
金属類 など

埋立ごみへ ペンキ缶などで
汚れがとれないもの



※詳しくは P.25 からの「ごみ分類辞典」を参照ください。

ペットボトル

※市販の無色透明袋(45ℓサイズ以下)で出してください。



PET

このマークが
ついたものが
対象です。



- ジュース
- 酒類
- ミネラルウォーター
- みりん
- お茶類
- 醤油 など



注意点 ペットボトルを出すときは

ふたを外して、ラベルをはがしてください。



外したふたがプラスチック製の場合

プラスチック製容器包装

外したふたが金属製の場合

埋立ごみ

外したラベル

プラスチック製容器包装

中をさっとす
すいで出し
てください。



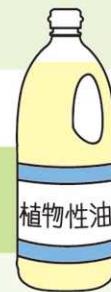
ペットボトルとして出せないもの

プラスチック製容器包装へ

マークがついていても
ボトル状でないもの



廃食用油(使用済みてんぶら油)

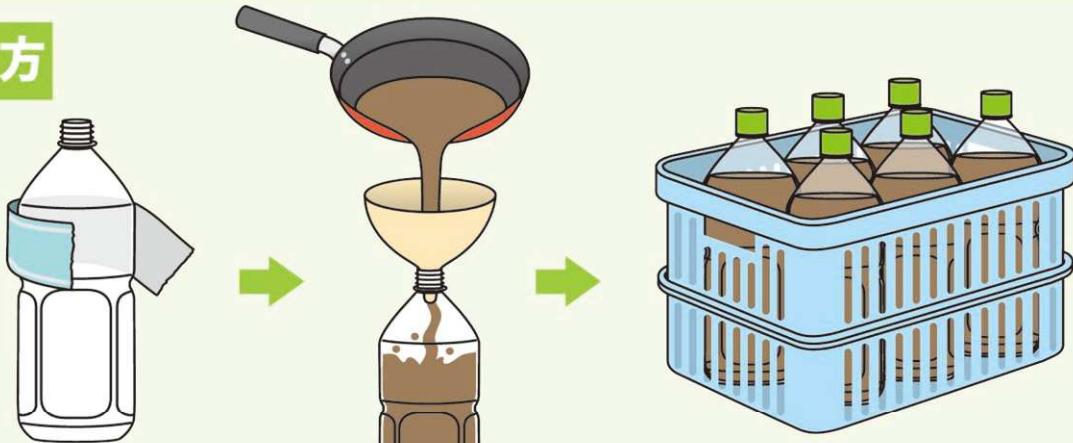


注意点1 廃食用油を出すときは

植物性油に
限ります。

廃食用油は、各回収場所に設置してある回収ボックスに、各回収日の午前中までにペットボトル(500mlが適当)に入れて出してください。

出し方



ラベルはのけておく。

新聞を丸めたり、ロートに入れるなどして、こぼれないように油を入れる。

ふたをしっかりと締め、指定場所に設置してある回収ボックスに容器ごと入れる。

ペットボトル
P.13

廃食用油
P.14

- 大きな油かすはできるだけ取り除いてください。
- 水気が多いとリサイクルできませんので、水の混入は避けてください。
- 期限切れ等で未開封の食用油はそのままの容器で出してください。

注意点2 動物性等の脂(ラード)が入った油について

動物性等の脂(ラード)が入った油
は回収できませんので、
固めるか新聞紙等にしみ込ませ、
もやすごみに出してください。



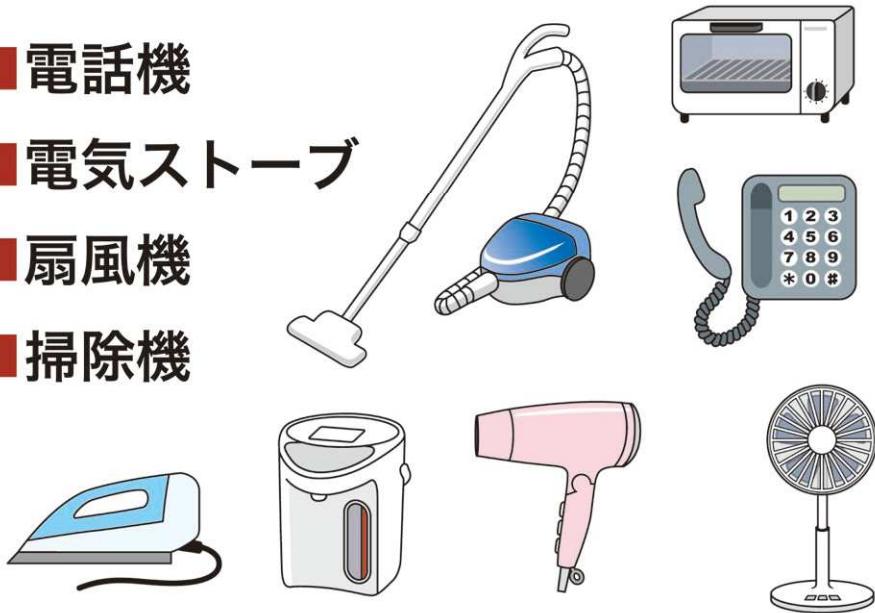
廃食用油は回収後精製されて「バイオディーゼル燃料」に生まれ変わります。
西予市の清掃センターでもフォークリフトに使用しています。

小型家電類

※市販の無色透明袋(45ℓ サイズ以下)で出してください。

- アイロン
- トースター
- 電気スタンド
- ドライヤー
- ラジオ
- 電気ポット など

- 電話機
- 電気ストーブ
- 扇風機
- 掃除機



ステーション回収しないもの

- ・パソコン類（タブレット含む）・パソコンモニター

※家電リサイクル法対象品目については P.24 をご覧ください。

パソコン・携帯電話を処分する場合

パソコン、携帯電話を処分する方法は下記の 2 通りがあります。

1 メーカー等によるリサイクル

個人情報保護対策のため、メーカー等によるリサイクルをお勧めいたします。パソコンリサイクルについての詳細は、右記「注意点2」をご覧ください。また、携帯電話は最寄の販売店で引き取ってもらってください。

2 西予市の中間処理施設（宇和清掃センター・野村クリーンセンター・城川清掃センター）への持ち込み

個人情報のデータを消去した上で、お持ちください。
なお、清掃センターの受け入れ時間・電話番号は下記の通りです。

搬入時間	平日 9:00～16:30 まで	
電話番号	宇和清掃センター	0894-62-2219
	野村クリーンセンター	0894-72-2814
	城川清掃センター	0894-82-1280

※完全な情報の消去が容易ではありませんので、みなさま自身の責任でお取り扱い願います。

パソコンやスマートフォンを含む携帯端末は、小型家電に分類されます。個人情報が含まれているものに関しては十分注意してください。

注意点1 電池を使っているもの出すときは

電池を使っているものは、電池を外してから出してください。

注意点2 パソコンメーカー等によるリサイクルについて

資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）に基づき、平成15年10月1日から家庭で使用されているパソコンのリサイクルは、パソコンメーカー等により自主回収が行われています。

処理費用 【平成15年10月1日以降に製造されたパソコン】と
【平成15年9月30日以前に製造されたパソコン】では処理費用に違いがあります。



左記の「PCリサイクル」マークの表示があるパソコンについては、先にリサイクル料金を支払いされていますので、処分の際に料金を支払う必要はありません。

平成15年9月30日以前に製造されたパソコンの場合、処理費用が必要となります。

詳しくは、下記ホームページをご覧になるか、お持ちのパソコンメーカーへ連絡してください。

対象となる機器	リサイクル料金
デスクトップパソコン本体・ノートパソコン・液晶ディスプレイ・液晶ディスプレ一体型パソコン	3,300円(税込)
ブラウン管ディスプレイ・ブラウン管ディスプレ一体型パソコン	4,400円(税込)

※ディスプレイと本体のセット販売についても、それぞれリサイクル料金が必要となります。

例) **ディスプレイ**(3,300円(税込)) + **本体**(3,300円(税込)) = **リサイクル料金**(6,600円(税込))



小型
家電類
P.15-16

パソコンリサイクルの詳細については、「パソコン3R推進協会」のホームページを参照ください。

ホームページ <http://www.pc3r.jp>

注意点3 個人情報を含む小型家電に関して

大切なデータの管理は、みなさま自身の責任でお取り扱い願います。

個人情報の保護が必要とされる 小型家電機器等の例	<ul style="list-style-type: none"> ・パーソナルコンピュータ ・携帯電話、公衆用PHS端末
個人情報を含む可能性がある 小型家電機器等の例	<ul style="list-style-type: none"> ・USBメモリー・HDDレコーダー・ICレコーダー・SDカード ・デジタルオーディオプレイヤー・デジタルカメラ ・ゲーム機・カーナビ等個人情報を含む可能性があるもの

古着・古布類

※市販の無色透明袋(45㍑サイズ以下)で出してください。

■衣類



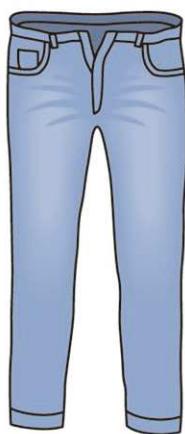
■帯



■靴下



■シーツ



■ジーンズ



■セーター など

注意点1 毛布に関して

45㍑袋に入れば、古着・古布類で出すことができます。



注意点2 古着・古布類の出し方

無色透明袋に入れて、指定日にごみステーションに出してください。ボタン、ファスナー等はつけたままで構いません。



古着・古布類として出せないもの



濡れたもの、汚れたもの、
ひどく破れたものは
もやすごみに出してください。



下着・肌着・ストッキング類は
もやすごみに出してください。

有害ごみ

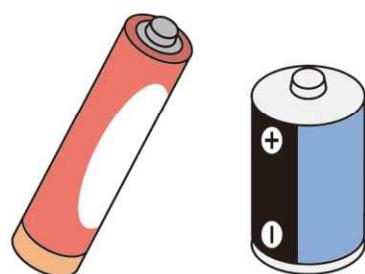
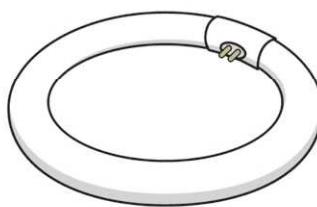
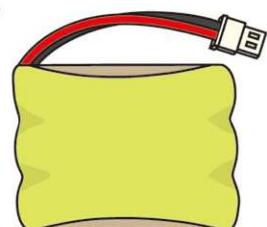
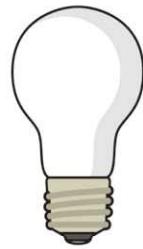
■蛍光管

■LED 球

■電球

■電池（マンガン・アルカリ・ボタン型電池・充電式（ニカド電池）・リチウムイオン電池）

■体温計（水銀）



注意点 蛍光管・乾電池を出すときは

各回収場所（公民館等）に設置してある回収ボックスに割れないように入れてください。

リチウムイオン電池と表記のあるものは、他の電池と分別（袋分けするなど）して出してください。

古着・
古布類
P.17

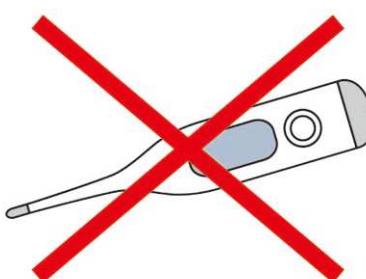
有害ごみ
P.18



有害ごみとして出せないもの

小型家電へ

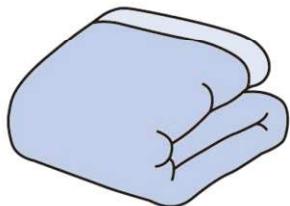
デジタル体温計



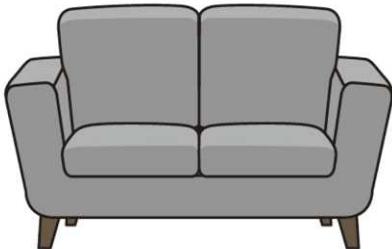
粗大ごみ

45ℓ袋に入らない大きさのものは、粗大ごみ扱いとなります。

■机



■タンス



■ソファー

■ベッド

■布団

■自転車 など

注意点1 粗大ごみを出すときは

粗大ごみは1個あたり
500円が必要です。

市役所市民課、各支所
生活福祉課窓口・各
公民館等で取り扱って
います。



直接
持ち込み
手数料

軽トラ・乗用車1台…	2,000円
1tトラック1台……	4,000円
2tトラック1台……	8,000円
4tトラック1台……	16,000円

注意点2 取扱について

西予市の各施設への直接搬入は、平日午前9時00分から午後4時30分までの時間内に持ち込んでください。休日の受け付けはごみカレンダーでご確認ください。



粗大ごみとして出せないもの

家電4品目【テレビ・冷蔵庫（冷凍庫）・洗濯機（衣類乾燥機）・エアコン（室外機も含む）】は「粗大ごみ」として出せません。

※詳しくはP.24の「家電リサイクル法について」をご覧ください。

埋立ごみ

※市販の無色透明袋(45ℓサイズ以下)で出してください。

■陶磁器類

■魔法瓶

■ガスライター

■化粧品容器

■コップ

■皿

■ガラス類

■めがね

■ビデオテープ

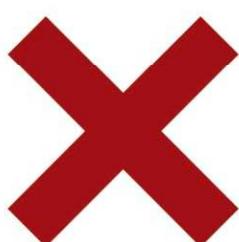
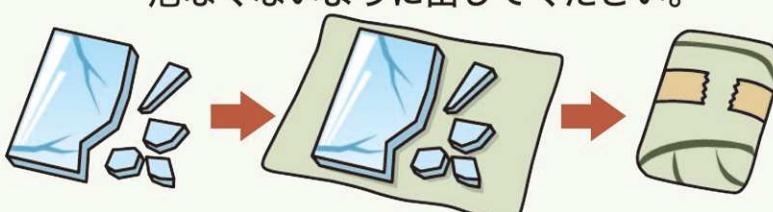
■カセットテープ

■傘 など



注意点 割れたガラスを出すときは

割れたガラスなどは布に包むなどして危なくないように出してください。



埋立ごみとして出せないもの

有害ごみへ

電池、蛍光管、電球、体温計（水銀）、ボタン型電池、充電式（ニカド電池）、リチウムイオン電池

※詳しくは P.25 からの「ごみ分類辞典」をご覧ください。

粗大ごみ
P.19

埋立ごみ
P.20

災害時のごみ出しについて

大規模災害が発生した場合、まず自分の身（家族）を守る行動が最優先です。災害廃棄物（片付けごみ）については、家屋や地域の安全等が確認されてから、ごみ排出をしましょう。

※危険家屋には近づかない。（2次災害防止）



注意点1 ごみ出し

個人での「ごみ片付けや運搬」排出が困難な場合、自治体の災害ボランティア受付窓口（社会福祉協議会）に連絡し協力を依頼しましょう。

注意点2 ごみ出しポイント「分別排出」なぜ？

廃棄物を混合してしまうと、廃棄物処理専用業者でも処理が困難となり、迅速な受入対応ができなくなるため“分別排出”にご協力ください。

●可燃ごみや片付けごみは、衛生的な面も考慮し、優先的に排出してください。

※災害時（初動期）に発生する片付けごみの袋は何でも可能です。通常収集が開始されるまでは、市が選定し開設した仮置き場へ持ち込みしてください。収集ルートが確保され復旧した地域から、応急的なステーション等に排出してください。

●資源ごみは、一定期間「片付けごみ」災害廃棄物として処理していきます。

注意点3 災害ごみ分類区分のポイント

●可燃混合物

分別できない可燃系の廃棄物（衣類や布・プラ類・紙類等・小さな木片等）

●不燃物・粗大ごみ

① 金属類（缶類・サッシ類）

② 家電四品目（テレビ・洗濯機・衣類乾燥機・冷蔵庫、冷凍庫・エアコン）

（注）冷蔵庫等の中身は可燃ごみ等で排出処分しましょう。

③ 木材（廃材・木質の家具類）

④ がれき土砂（ごみ混じり）家屋内に限る（但し、被害の規模により宅地内）

⑤ 危険物（プロパンガス・ガスボンベ・スプレー缶）

⑥ 処理困難物（タイヤ・消火器・畳）

⑦ 石膏ボード

⑧ アスベスト（スレート）

⑨ 有害物（蛍光管・乾電池・水銀類）

⑩ 埋立物（陶器・ガラス・プラスチック類・コンクリート混合物）

注意点4 ごみの運搬について

個人、地域の防災組織、区長、ボランティア、消防団、自治体の収集運搬許可業者、災害廃棄物処理協定業者と協力し、ごみの運搬をお願いします。

その際、自治体からの周知で選定開設された「1次仮置場（簡易的な小規模仮置場も含む）」に持ち込んでください。

道路が復旧し、**安全が確保**されてから片づけごみ等の運搬を開始しましょう。



災害時の
ごみ出し
P.21-22

●仮設住宅からのごみも利用者で分別しましょう。

生ごみ処理機(容器) 設置補助事業について

各世帯から排出される生ごみを軽量化・堆肥として資源化するため、生ごみ処理に必要な生ごみ処理機及び容器の設置者に対して補助金の交付を実施しています。これらの生ごみを減量・資源化することにより、焼却量が減り温室効果ガスであるCO₂排出抑制・ごみ処理経費の削減が図れます。

● 補助金額

○ 電気式生ごみ処理機

購入価格の1/2以内（上限20,000円）1世帯あたり5年間に1基

○ 手動式生ごみ処理機

購入価格の1/2以内（上限5,000円）1世帯あたり5年間に2基

○ コンポスト

購入価格の1/2以内（上限3,000円）1世帯あたり3年間に2基

○ ボカシ用バケツ

購入価格の1/2以内（上限1,000円）1世帯あたり3年間に2基

※ただし、100円未満の端数を生じた場合は切り捨てとなります。(令和2年4月1日現在)

● 対象者

西予市内に住所があり在住の方

● 申請場所

本庁環境衛生課及び各支所生活福祉課

注意点

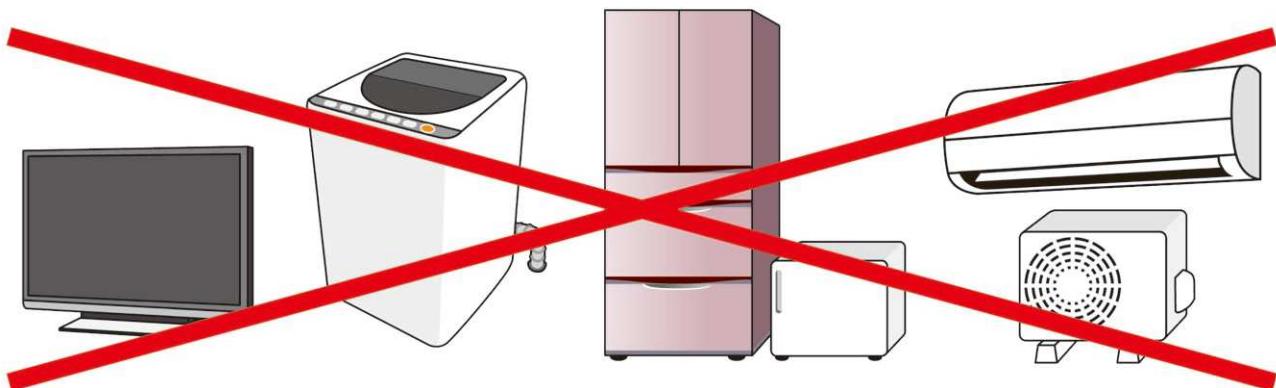
生ごみ処理機(容器)を設置してからの「申請」になります。
その際は設置場所の「写真・領収書の写し」が必要です。
詳細は、西予市ホームページをご覧ください。

家電リサイクル法について

西予市では、テレビ・冷蔵庫(冷凍庫)・洗濯機(衣類乾燥機)・エアコン(室外機も含む)の回収は行っていません。

注意

家電四品目を回収し、「不法投棄」する事例が多発しています。
このような違法業者を利用しないでください。



平成13年4月1日から

家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)が施行されています。この法律は、家電製品のリサイクルを義務づけることで廃棄物を減らし、資源循環型社会を目指すものです。テレビ(液晶式・プラズマ式)・衣類乾燥機については、平成21年4月1日より家電リサイクルの対象品目となりました。

対象となる家電製品

エアコン(室外機も含む)、テレビ(ブラウン管式及び液晶・プラズマ式)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

処理の方法

不用になった家電を購入した店、買い替えをする店などの家電製品小売店に引き取りを依頼してください。

- 家電リサイクルの詳細については、「家電リサイクル券センター」のホームページを参照ください。
ホームページ → <http://www.rkc.aeha.or.jp>
- お近くの郵便局でリサイクル料金を支払うことで、市の清掃センターに持ち込むこともできます。